

別表B2 基本耐用年数表

	本資産算定で使用する耐用年数		財務省令での耐用年数	
	資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
有形 固定 資産	建 物	別表B3参照	建 物	
		別表B3参照		
		別表B3参照		
	道 路	注1) 48	道 路	15
	林道(道路に準ずる)	48		
	農道(道路に準ずる)	48		
	橋 梁	60	橋 梁	60
	トンネル	75	トンネル	75
	立体交差(地下式)	75	立体交差(地下式)	75
	人工地盤	60	人工地盤	60
	区画整理	40		
	公 園	注2) 40	公 園	20
	防火水槽	30	防火水槽	30
	プー ル	30	プー ル	30
	河川(治水)	注1) 49	河川	30
	水 路	30	水 路	30
	水門・樋門	25	水門・樋門	25
	池 沼	30	池 沼	30
	農業農村整備	20		
	治 山	30		
	砂 防	50		
	漁 港	注1) 50	漁 港	50
	港 湾	注1) 49	港 湾	50
	空 港	25		
	海岸保全	注1) 30		
ポンプ施設 (防火用以外)	注4) 15			
ごみ焼却場				
機械及び装置	別表B4参照			
物 品	別表B4参照			
無形 固定 資産	地役権(地上権)	5		
	特許権	8	特許権	8
	ソフトウェア(複写後販売用)	3	ソフトウェア(同左)	3
	ソフトウェア(その他)	5	ソフトウェア(同左)	5
	電話加入権	20	電話加入権	20
	漁業権	10	漁業権	10
	ダム使用権	55	ダム使用権	55
	水利権	20	水利権	20
その他	下水道施設(例)	注3)		
	下水管きよ	50		
	処理設備	50		
	ポンプ設備	20		
	施設利用権			
	(流域下水処理場利用分)	50		

【参考】総務省方式改訂モデルの耐用年数

決算統計上の区分	耐用年数
総務費	
庁舎等	50
その他	25
民生費	
保育所	30
その他	25
衛生費	25
労働費	25
農林水産業費	
造林	25
林道	48
治山	30
砂防	50
漁港	50
農業農村整備	20
海岸保全	30
その他	25
商工費	25
土木費	
道路	48
橋りょう	60
河川	49
砂防	50
海岸保全	30
港湾	49
都市計画	
街路	48
都市下水道	20
区画整理	40
公園	40
その他	25
住宅	40
空港	25
その他	25
消防費	
庁舎	50
その他	10
教育費	50
その他	25
(公営事業会計)	
簡易水道事業	38
港湾整備事業	50
市場事業	25
と畜場事業	25
観光施設事業	25
住宅用地造成事業	40
工業用地造成事業	25
下水道事業	44
駐車場整備事業	40
公立大学附属病院事業	25

注1)道路の耐用年数は、財務省令で10から15年となっているが、国の道路資産価値評価で48年を利用しているため、]これと整合性をあわせるために、48年とした。治水、港湾、海岸も同様とした。

注2)公園に関しては、構築物の資産算定が出来ないため、総務省の耐用年数を採用した。

注3)下水道事業会計の資産については、特に高額に上ることから、簿価の見直しを行う場合の参考として耐用年数を例示した。具体的には、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」を参照されたい。

注4)ポンプ施設は、防災用であるため、「地方公営企業規則」の機械装置のポンプ設備の耐用年数を採用した。

出展:財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」